

# 伯耆地方の民家の庭園

高橋 知奈津（奈良文化財研究所）

Gardens of Private Houses in the Hōki Region

TAKAHASHI Chinatsu (Nara National Research Institute for Cultural Properties)

## 1. はじめに

鳥取県は、平成16年度から県内所在の庭園について国や県指定を視野にいれた調査をおこなってきた。さらに令和2年度からは「鳥取県庭園調査名勝調査事業」として悉皆的な調査を実施している。現在、鳥取県内に残る庭園のうち、その造営が近世に遡るもの多くは、寺院を除いては、かつて大庄屋や庄屋を務めた格式の高い民家に營まれた庭園であることがわかつてきた。

建築史において民家は、一つの大きな研究対象として、昭和30年以降の全国的な緊急調査の成果を基盤にその研究が進められているが、庭園史では、現存する民家の庭園のうち意匠的に優れたものを中心に、豪農・豪商の庭園、あるいは町家の庭園（坪庭）として、個別的に、あるいは地域を限った調査研究として実施してきたのみである<sup>1)</sup>。

建築史の成果を参照すれば、全国的にみられる傾向として、早くは17世紀前半、一般には17世紀末から18世紀にかけて、床の間や違い棚つきの座敷が、急速に各地の民家でつくられるようになり、従来の家屋に座敷を増築したり、元の接客空間に床の間や天井を設けたりする意匠が浸透したことがわかっている<sup>2)</sup>。特に、大庄屋・庄屋格の民家においては、座敷空間と一体のものとして庭園が作られたのであり、それらの変遷や空間的特質、地域性の解明は、近世庭園文化が地方の庶民階層においてどのように展開したのかを考え上で、検討するべき課題である。

以上を踏まえて、本稿ではその端緒として、鳥取県のうち伯耆地方の大庄屋・庄屋の住宅に營まれた庭園を例に、今後の調査研究の方向性を探りたい。

## 2. 鳥取県の民家の地域性と階層性

鳥取県における民家の緊急調査は、昭和47・48年に実施され、その成果は、『鳥取県の民家—鳥取県民家緊急調査一』（鳥取県文化財報告書第10集、鳥取県教育委員会、昭和49年3月、以下『鳥取県の民家』）としてとりまとめられた。以下、上記の報告書に基づき、庭園の成立に関連する事柄を概略的に示しつつ、特に注目したい露地門の存在について述べる。

### (1) 因幡／伯耆の地域差

民家は、立地する地域の気候や地勢にその態様が大きく支配されるが、上記調査でも気候、地勢の違いから発する因幡と伯耆の二国間での地域差を認めている。まず、屋根形式が「因幡地方では破風のある入母屋に近い萱屋根が多いのに対して、伯耆地方には置棟に煙出の付いた寄棟造の例が多い」こと。また部屋の呼称として、「客間を因幡では「おくのま」、伯耆では「おもてのま」と一般に呼んでいる」ことに表れているという。特に、後者の違いについては、因幡は但馬・丹波・美作と、伯耆は出雲とに近似し、街道往来による関連があることが、その差の発生理由として指摘されている。

### (2) 地形と屋敷構

主屋座敷等の視点場からみた景色がどの方角を向くかは、庭園における植物の生育環境として重要な日照条件や、月の観賞や周辺の景色の借景の在り方に関わる重要な問題で、庭園の様式や構成要素はこれによって一定の縛りを受ける。

民家調査の成果では、屋敷取は屋敷地の周辺地形に左右され、主屋の向きは様々である。艮（東北隅）と坤（南西隅）の鬼門に大戸口や便所があるのが忌まれ

る一般的な傾向は、他の地方同様みられ、それによつて「本建」と称して大戸口の位置が右手になっている例と、「逆建」と称して左手となっている例とが入り混じつて一定しないといふ。つまり、座敷や庭園の位置は、主屋の向きと大戸口の位置を、周辺環境の状況に応じて調整することで、比較的自由に設定が可能であったものと考えられる。

#### (3) 間取りと階層

間取り形式については、江戸時代初期は、屋内の半分が土間で、上手の床上が広間型三間取となるのが一般的な形式といふ。江戸中期から末期には、百姓層で広間型三間取・四間取形式が一般化するが、一方で庄屋層・大庄屋層では大型化・多室化が進み、その格差は大きくなる。なかでも広間型六間取は、上下2つの玄関が使われるようになったことを示す。さらに梁行、桁行ともに3室ずつ並ぶ九間取を原型として、種々の変形間取が生まれるが、2間続きの客間が表側にあるものに対し、「かぎのま」と称する奥側へ客間が鍵型に入り込むものは新しい間取りとみられる。伯耆の平野部の大庄屋層では、時代が降るにつれ特に大規模で豪壮な屋敷の例が登場し、江戸末期の農業生産の飛躍的な増大がその背景にあると指摘している。

#### (4) 露地門の存在要件

筆者の管見の限り、鳥取の農家型の民家の庭園では、玄関前の前庭と座敷庭が、露地門の開く塀によって区画されることが常であり、露地門の存在はすなわち座敷庭の存在を意味する。当該調査報告書付表「国別（因幡・伯耆）職業別家構比較一覧表」で露地門の有無を確認すると、主屋が六間取以上で階層性のある複数の玄関があるものに、露地門が付属していることがわかり、これには大庄屋層と、庄屋層の半数程度、さらに百姓層でも一部で該当する。前節で主屋の大型化は、大庄屋・庄屋層にみられる特質であると述べたが、百姓層においても、一部大型の主屋を持つものがあり、これに露地門が付属していることがわかる。また、江戸中期以降に建造された主屋であれば、その後は時期に関わらず露地門が存在する。これらのことから、露地門および座敷庭は、家格ではなく家の規模、すなわち財力の豊かさによって設けられたことが指摘できる。経済的に豊かな家が実態として地域の中心的

な役割を担い、接客のための空間を必要とした、と解釈できるかもしれない。

### 3. 伯耆地方の大庄屋の庭園

次に、『鳥取県の民家』の調査対象となった伯耆地方の大庄屋の民家のうち、庭園の来歴について比較的多くの情報を有する3つの庭園を取り上げ、具体的に検討する。

#### (1) 河本家（県指定名勝 河本氏庭園）

##### 1) 立地と沿革

河本家は、鳥取県中部の琴浦町（旧赤崎町）の籠津に所在する。河本家の敷地は、籠津集落の中央部やや北西寄り、集落を東西に横断する伯耆街道に敷地南が接する。

江戸時代初期から明治時代初期までの長きに渡り、代々大庄屋・宗旨庄屋などの八橋郡役人を勤めた家柄で、初代は、戦国大名尼子氏の重臣であった河本弥兵衛隆任。尼子氏が毛利軍に降った後、遅くとも16世紀後半までには伯耆国赤崎の地に移り住み、交通の要衝である地の利を活かし、海運業によって財を蓄えた。その後、寛文年間（1661-1673）、五代目弥三右衛門守通のときに、同じ八橋郡の籠津に移り、近世後期には、大規模な土地所有のほか、金融業や、俵物の販売、酒造業にかかわり、鳥取藩を代表する豪農となつた。また、明治時代以降にも、近代的地主として財政基盤を拡大し、大正期には110町歩を超える田畠を所有する山陰地方有数の大地主に成長した<sup>3)</sup>。

大庄屋として地域の経営基盤の中心であった河本家は、歴史書や国学に関する古典籍を収集するなど、学問の拠点としても意欲的な活動をおこなつており、明治に入って十三代芳蔵自ら藩校風に「稽古有文館」と名付けた。このような文化活動の中心的な場となった主屋客間には、「稽古有文館」の額とともに、歴代当主が受け継いできた家訓が掲げられている。

##### 2) 敷地と庭園

南の街道に面して長屋門を開け、敷地南寄りに東から主屋居室部（貞享5年（1688）／棟札）、客間部（宝永4年（1707）／棟札）、附属屋を挟んで、離れ（文政3年（1821）／棟札）が連なる（図1）。また、主屋居室部を抜けた敷地中央部は蔵や大工小屋の立つ作業場で



図1 河本家住宅 敷地配置図



図2 河本家 嘉永7年家相図（表の庭部分）

あり、北部にはかつて茶畑が広がっていた<sup>4)</sup>。近世に遡る庭園は、玄関前庭のほか、客間の南北に「表の庭」がある。この「表の庭」は嘉永7年（1854）の家相図に詳細に描かれ（図2）、幕末頃の本庭の地割構成や意匠が、現在まで良く遺存していることがわかる。

### 3) 庭園の構成と意匠

表の庭のうち、露地門があく土壙に囲まれた南側の庭は、土壙側に植栽や景石を配する平庭で、嘉永7年家相図によればかつては、立派なマツの老木があった。また現在は、露地門から客間にかけて飛石が打たれている（図4）。前庭とは別にこのような平庭を設けることについて、現当主への聞き取りによると、来客時には客が客間から平庭を渡って東南隅の風呂場棟を利用するなど、客間内部と平庭とが連続的な空間として利用されていたとのことである。

一方、北側の池庭は南北にやや長い敷地に造られている（図3）。河本家の敷地の南で東西に流れる水路が北に分岐し、池庭の南西隅から入って池に注ぎ、北に出る。そのため図3にみるように池庭の敷地の東半

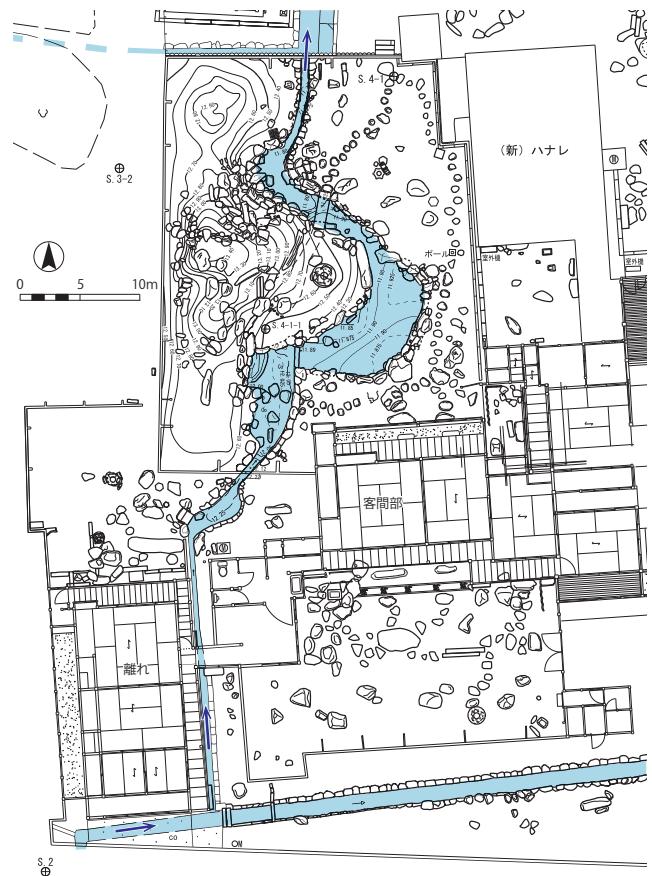


図3 河本氏庭園 平面図（表の庭部分）



図4 河本氏庭園 表の庭（南）平庭、客間から



図5 河本氏庭園 表の庭（北）池庭、客間から

に池を、西に築山を配置する地割構成となっている。手前に池がありその背後に築山を望む、という通常の池庭の観賞のあり方からすれば、本庭園の場合は、これを横から眺めることとなる。この庭の造営年代は、主屋客間部が造営された、宝永4年（1707）ごろであると思われるが、上記のように空間としての一体性という観点からは不自然な関係にある。建造物の調査において、客間棟増築以前には、主屋の西南隅にオモテの座敷があったことを復原する説がある<sup>5)</sup>。また、仏間の北の部屋は、客間増築とおそらく同時期に内座敷として改修されたことが指摘されている<sup>6)</sup>。以上のような状況から、現在の客間に對してやや不自然な池の配置は、客間棟増築以前の地割や、内座敷の存在によって生じたものであるかもしれない。いずれにしても、本池庭は宝永4年には、主に客間から見る庭として整えられたとみえ、池西岸の出島を大きく張り出させて、その先端部に見どころのある石を据え、池の手前に視点場ともなる拌石や踏分石として平たい石を3

石配置することで視線を誘導し、巧みに正面性を確保している（図5）。その一方、客間から背面となる出島北岸は、70-80cmのごろた石を積むなど、やや仕事が粗い状況が見て取れる。

また、池は往時には1m以上の深さがあったといい、現当主からの聞き取りによると、消防用水を貯める機能を兼ねていたとのことである。出島上には現在雪見灯籠が置かれるが、家相図には小祠が描かれており、現況においても飛石と石橋によって出島上まで歩を進めることができる。

庭園内の植栽は、常緑樹が主体で、ソテツが見どころとなり、客間近くに据えられた風化穴のある石と併せて、海辺を想起させる。嘉永7年家相図をみると、出島の上には、マツと思しき枯株が描かれている。背面の築山上は、現在、モッコク等常緑広葉樹が主体となっているが、かつては針葉樹を交えた植栽がされていたようだ。また築山の背面には現在土壙が築かれており、嘉永7年家相図においてこれは破線で示され、その裏には竹林が広がっていた。

## （2）尾崎家（国指定名勝 尾崎氏庭園）

### 1) 立地と沿革

尾崎家は、湯梨浜町（旧羽合町）の北部、日本海に面して丘陵に囲まれた宇野集落の最南部に位置する。祖先は、山口の守護大名・大内義弘の子孫で船地主であったとされる。初代当主の尾崎弥次兵衛は、永正元年（1504）に日本海で難船して漂着し、そのまま宇野に定住したと伝える。近世には、豪農兼船主として成長し、5代清右衛門の時期（1745-1772）にそれまでの屋敷が手狭になったため、現在地に移り住んだ。7代清右衛門は寛政11年（1799）に河村郡の宗旨庄屋を務め、以後、明治5年まで宗旨庄屋・大庄屋を歴任した。明治14年には、困窮した農民を救済する慈恵団体としての会社である「奨恵社」を設立し、利益を地域の窮民育児にあてる活動をおこなった<sup>7)</sup>。

### 2) 敷地と庭園

尾崎家の敷地は、東を正面として長屋門をあけ、前庭を挟んで敷地の中央やや南よりにオモヤ（18世紀中期／家伝書）が配置される（図6）。その南には、瓦葺の角屋と土蔵が連なる。またオモヤ正面中央の前庭と「松甫園」の境にも角屋がつく（図7）。西側には、中

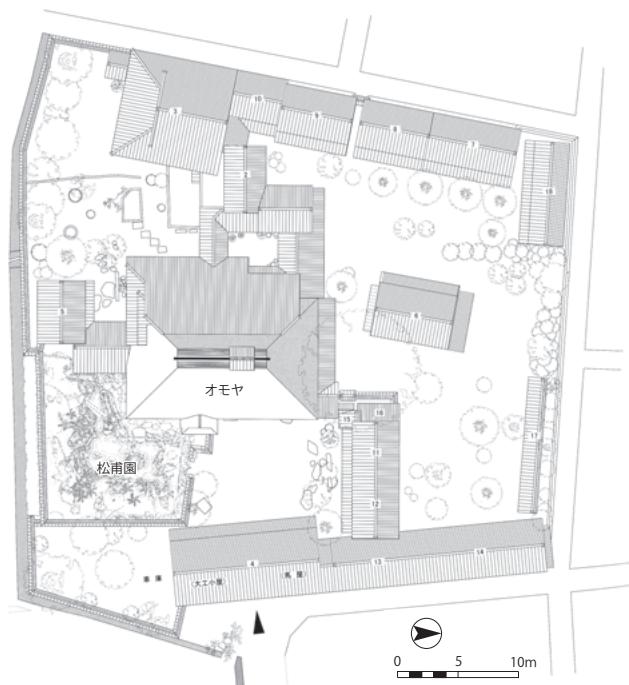


図6 尾崎家住宅 敷地配置図



図8 尾崎氏庭園 平面図

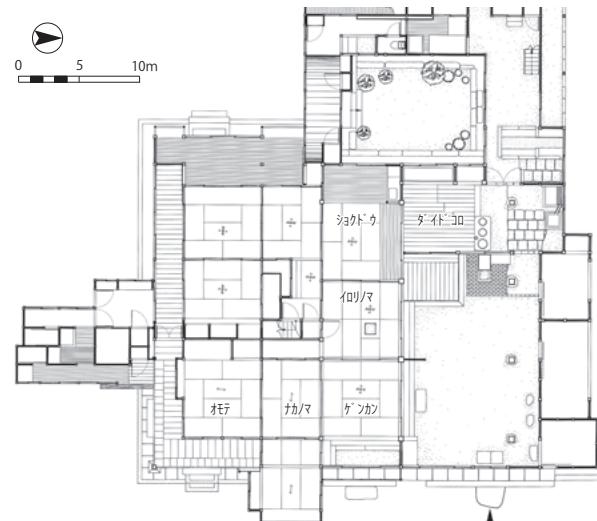


図7 尾崎家住宅 主屋平面図

庭をはさんでハナレとヅツマがある。オモヤ居室部の前列にドマ側からゲンカン、ナカノマ、オモテと続く。数寄屋風書院のオモテの間は東面と南面に2段の落縁をめぐらし、庭園「松甫園」はこれに面する鍵型の敷地に造られている（図8）。

### 3) 庭園の構成と意匠

「松甫園」は、オモヤのオモテとの空間的な一体性から18世紀中期の造営と考えられる。前庭と区画する堀が長屋門の西で南に折れて、本庭園をぐるりと取



図9 尾崎氏庭園、オモテの間から

り囲む。近年、平成25年から29年にかけての水系修理を中心とする整備事業がおこなわれたが、その際の調査成果によると、この庭園を囲む堀は国名勝に指定された昭和12年ごろには存在しておらず、現在の堀はその後建てられたとみられる。ただし、明治9年の絵図や明治45年の古写真に南北方向の区画施設の存在がみえるほか、明治45年にはこの区画施設のさらに東で竹穂垣によって区画がなされていたことが判明しており<sup>8)</sup>、現在の2重の区画が近代はまでは遡るこ

とが判明している。

庭園の池はオモテの間の東から南にかけて鍵型の敷地に沿って回り込むように穿たれる。その北端に導水部（現状では配管による）があり、西側を池尻としてや

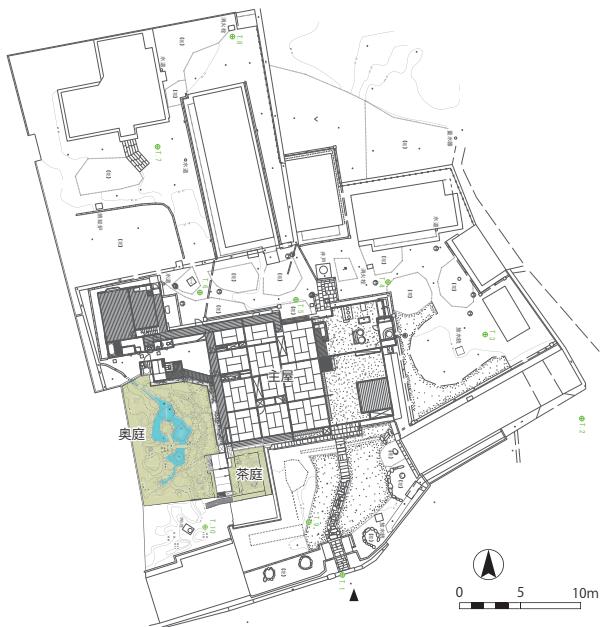


図10 門脇家住宅 敷地配置図

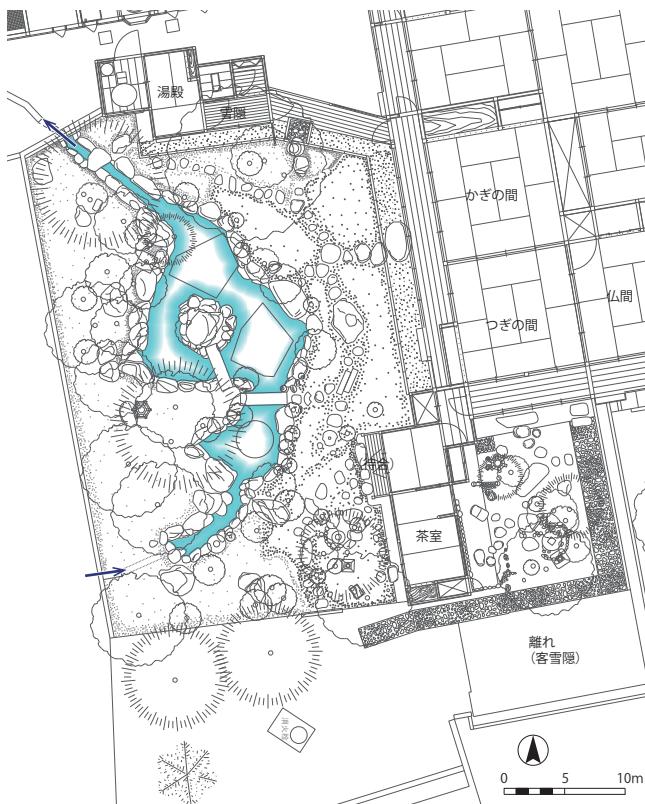


図11 門脇氏庭園 奥の庭・茶庭 平面図

や細長い流れ状となって西で排水する。オモテの間からみて、左手の池中に中島があり、対岸の中央左よりに枯滻石組がある。また池の手前中央岸には、水の溜まる海石が配され、東からのぼる月が映るという。建物との間は砂利敷で露地門からオモテの間まで、飛石が打たれる。池の東側はやや低めの築山となっており、いくつかの景石が配され、高木ではツバキやサザンカなどの常緑広葉樹と、ソテツとクロマツがみどころとなるほか、ウメなどが混じる。その背後には、先述の区画施設（現在は漆喰塗りの土塀）が東から南にかけてめぐり、その背後の敷地にはヒバやイブキなどの針葉樹が植栽され、一部サクラ、過去にはクロマツがあった。さらにその向こうには、尾崎家の所有地となる山並みが広々と遠望される（図9）。

### (3) 門脇家（県指定名勝 門脇氏庭園）

#### 1) 立地と沿革

門脇家は、大山町西部を流れる阿弥陀川の西側、所子集落に位置する。所子集落は、その中央を南北に通る大山道のひとつ坊領道に沿って営まれており、そ

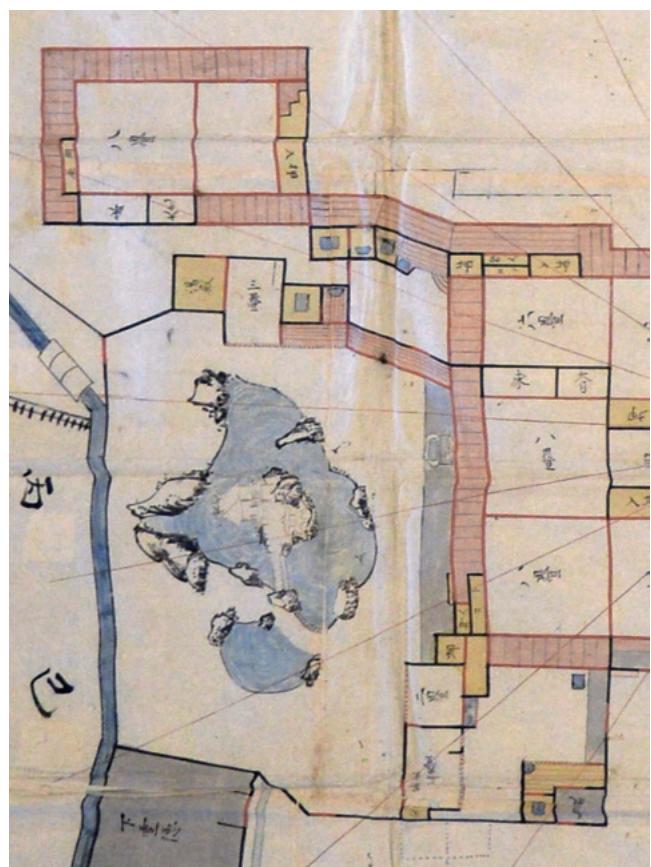


図12 門脇家 嘉永3年家相図（奥の庭・茶庭部分）

の南半がカミ、北半がシモと呼ばれる。門脇家のあるシモの集落は、門脇家ができたことで形成された。門脇家は、平忠盛の三男の平教盛（門脇殿）に由来する。織田信長に仕えて備中高松城攻めに従軍した際にその子、金三郎秀康が伯耆国汗入郡に住むようになったといわれる。現在の門脇家で初代とされる三右衛門（1655-1695）、2代嘉七（1687-1727）の時に、田畠の集積や紅花・木綿等の商売や金貸によって経済力を得た。大庄屋となったのは宝暦7年（1757）、3代本右衛門の時で、苗字帶刀を許され門脇本右衛門秀盛を名乗り、役宅を兼ね現在の居宅の建築をおこなった。

歴代当主は文化的な趣味を持っており、特に4代元右衛門秀紀（1746-1806）は俳人で翠月と号した。また5代元右衛門秀安（1806-1842）は茶人で宗觀と号し、細川家家臣の荒井一掌から三齋流の茶道を学び、茶室を建てて静寿庵と名付けた<sup>9)</sup>。

## 2) 敷地と庭園

門脇家住宅は、敷地中央東寄りに東を正面にして茅葺屋根の主屋（明和6年（1769）／普請文書）を置く（図10）。主屋の東南隅に茶室（文政（1818-1831）頃）、南面に渡り廊下続きの湯殿・雪隠（時期不明）、主屋の東、検査場との間に土壙続きの離れ（昭和9年（1934））が建つ。主屋の西には、明治から大正期にかけて建設された米蔵、新蔵などが建ち、主屋、茶室をのぞく、現在の屋敷構えが整えられたのは、8代元右衛門（1859-1922）および9代才蔵（1871-1946）のとき、すなわち明治半ばから昭和初期ごろとみられている。

庭園は、表門から主屋正面にかけての「前庭」、主屋のつぎの間の東、茶室の北に面する小空間に営まれ



図13 門脇氏庭園 奥の庭 かぎの間から

た「茶庭（小露地）」、主屋つぎの間およびかぎの間の南に展開する池庭の「奥庭（おくのにわ）」の3つがある。このうち、特に奥庭は、嘉永3年（1850）の家相図に池の形状と意匠が描かれており、現在の状態の地割構成が少なくとも幕末まではさかのほることがわかる（図11・12）。

## 3) 庭園の構成と意匠

「茶庭」は、坪庭風に周囲を取り囲まれた小さな平庭で、前庭と茶庭を区画する土壙に穴門を開け、そこから茶室、つぎの間の間に飛石を打つ。飛石の中ほどに長手の自然石の延石を配置して踏分石とする。南西隅に来待石製の春日形石灯籠を置き、銭形手水鉢を据えた蹲踞構えを配置して、背後に織部灯籠を生け込む。植栽は、アカマツ、モッコク、アラカシ、イヌマキなどの常緑樹を主体とし、地表や石灯籠の笠にはうっすらと地コケが生え、簡素ながら情緒ある露地となっている（図14）。

「奥庭」は、二間続きのかぎの間、つぎの間に並行に横長の池を中心で設けた池庭である（図13）。南面は土壙で、東面は板壙で区切られる。池の手前は砂利敷で、かぎの間の縁先に沓脱石を置いて、池の形状に沿うように東西に小ぶりな飛石を打ち、中央に平らな石（駕籠石か）を配する。

池の此岸の東寄りから対岸の出島に向けて、さらに出島から中島に向けて切石による石橋を架ける。嘉永3年の家相図によると、この中島には幕末頃には小祠があり、その手前に雪見形石灯籠があった。現在、石橋の手前に小ぶりの狛犬の石像が2体置かれ、小祠と関連する要素とみられる。池の中央部と西部で一部、



図14 門脇氏庭園 茶庭 つぎの間から

池底が深くなる箇所があり、この窪みは深さ1mほどである。門脇家ではこの窪みに水神様がいるため、渴水時にもこの部分だけには水を溜めねばならないと伝わる。池の水は、敷地外の南で東から西に流れる水路から、暗渠によって池の南東部に導水し、南西部において開渠で排水されている。

池奥庭は、主屋の2室に伴う庭園として造営されていることが明らかで、池の背面の低い築山に控えめながら組まれた枯滝石組は、その左手の春日形石灯籠と併せて、格の高いかぎの間に向けて配置されている。

また、既に安永10年（1781）に南の隣接地に南門脇家住宅が営まれた段階で、借景としては成立し得ない状態となっているものの、かぎの間から大山が、つぎの間から孝霊山が眺められる関係にあることは、この2つの部屋の格に対応する状況として特筆できる。

枯滝石組をはじめとする景石や飛石は、デイサイト・安山岩が主に用いられており、大山の裾部に立地する本庭園近隣から持ち込まれたものとみられる。植栽は、現在はモッコク、モチノキなどの常緑広葉樹を主体で、これにイトヒバが大きく育って繊細な風情を加えている。

## 4. 考察

### 1) 造営年代と庭園の配置

以上、伯耆地方の3つの大庄屋の庭園について概観したが、庭園の造営年代を直接的に示す史料は確認されていないものの、庭園と一体的な建物の建築年代を庭園造営の画期とみれば、河本氏庭園は客間部建設の宝永4年（1707）、尾崎氏庭園はオモヤ建設の18世紀中頃、門脇氏庭園は主屋建設の明和6年（1769）および茶室建設の文政期（1818-1831）が現在の庭園の推定造営年代と判断できる。

鳥取県の近代和風建築総合調査の調査に参加した栗野隆氏は、「江戸時代末期から昭和戦前期に至るまで、連綿と継承されてきた本県の伝統的かつ典型的な庭園配置」として、農家型民家の「カギ形配置の庭」があることを指摘している<sup>10)</sup>。今回取り上げた3つの庭園のうち、尾崎氏庭園は当初よりこのカギ形配置の庭として造られ、現在に至ることが明白といえる。一方、河本氏庭園については客間部、門脇氏庭園については

茶室が、主屋に遅れて成立していることから、主屋が建った当初には、露地門から主屋の座敷周りにかけてカギ形配置の庭として存在していたものが、客間部あるいは茶室によって分断され現在のように2つの庭園となつたという変遷を経ていると考えられる。

庭園の様式はいずれもいわゆる築山泉水庭の形式を取るが、露地門から座敷までは飛石を打ち、その飛石の周辺は砂利敷の平坦地とする。河本氏庭園と門脇氏庭園の場合は、庭園が2つに分断された結果、露地門側の庭園が独立した平庭となり、「路地」としての意味合いが強い空間となったと考える。

### 2) 池庭の景観軸線

池庭は、庭園空間の敷地の形状および座敷の開口部の範囲にしたがって、観賞の軸線が定まる。尾崎氏庭園は、主屋の前列にオモテの間とナカノマが並ぶ間取りを取り、隅に位置するオモテの間がL字形に2面開放の開口部を持っており、観賞の軸線は敷地の隅に向かう斜め方向の線となる。同じく大庄屋の吉持家（南部町）はこの類例となっているほか、矢田貝家（旧岸本町）をはじめとする近代の民家に、このタイプがよくみられる。

一方、門脇氏庭園はつぎの間、かぎの間が主屋の前列から後列にかけてならぶ形式で、池庭も梁行方向に沿って設けられ、座敷から正対するように景色が造られている。この類例には庄屋の高田家（米子市）がある。門脇氏庭園については前章で述べたように、上段に相当するかぎの間からの景色と、つぎの間からの景色に過差がつけられており、部屋の格式の違いが庭園空間の構成・意匠にも表れている。和田嘉宥氏は門脇家や高田家の室の配列について、「書院造の形態的・配置的特性が、地方の民家の間取り形態にも影響を与えていたことを暗に伝えている」と指摘しているが<sup>11)</sup>、門脇氏の庭園空間において建築と同様に、書院造庭園の空間構成が看取できる点は興味深い。

### 3) 共通してみられる地域性

植栽については、仕立てたクロマツを主景木とし、築山上ではツバキなどの常緑広葉樹に一部針葉樹を混ぜ、落葉樹は少ない点は、3つの庭園に共通する特徴である。さらに海辺の河本氏庭園と尾崎氏庭園は、ソテツを多用し、これが見所となっている。

景石や飛石には近隣で産出する安山岩やデイサイトの自然石を主に使用し、風化穴のあるいわゆる海石を建物近くの要所に配置している。また、建物に対して平行に打たれた飛石の中央に長径1～2mの平坦な石を駕籠石あるいは礼拝石として配置する。

座敷に面する庭園空間を土壟でぐるりと囲み、築山の背景とする。特に河本氏庭園や尾崎氏庭園では、後背地も一体的に庭園として良い環境条件があるが、敢えて土壟によって区画し、その後背地に高木を植えた樹林帯、バッファーとしている。尾崎氏庭園や吉持家の庭園のように、立地条件が整えば土壟と樹林の背後に山並みを望むことができる。

大岡敏昭氏によると、在郷武士の住宅が媒体となって藩独自の平面形式が農家に普及したという<sup>12)</sup>。鳥取藩の家作制度や武家住宅の在り方については、未検討の今後の課題ではあるが、たとえば米子市の武家住宅の庭園である国指定名勝の深田氏庭園には、上記と共通する特徴がいくつかみられ、別途検討を要する。

## 5. おわりに

庭園は、古来より経済的な豊かさを背景に造営されるものである。江戸時代中期以降は、ひろく庶民の家にも庭園が造られるようになり、それと同時に多数刊行された名園案内書や庭造りの指南書が、それまで上層階級のものであった庭園文化の思想や技術を、庶民に伝えることとなったと理解されている。確かに、『築山庭造伝』前編・後編に示されるコンパクトな築山泉水庭は、全国に多くの例がある。しかし、近世において庭園文化を媒介となったものはこれに限らないだろう。

庭園は古来より上流階級のものであったため、庭園史研究では、優品主義的に対象をとり扱ってしまいがちなところがあるが、戦国時代の城館の庭園や今回取り上げた民家の庭園のように、より幅広い階層の庭園についても、住居史の一部として検討していきたいと考えている。

### 謝辞

本稿は、鳥取県文化財保護審議会 名勝・天然記念物部会における文化財庭園の現地調査の成果をもとに、とりまとめました。本稿で取り上げた河本家、尾

崎家、門脇家、吉持家、高田家の皆様には、調査を快諾くださいり、多くの貴重な情報をご提供いただきました。また、調査および図版掲載に関して、鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課・池田智美氏に、仲介・調整をいただきました。皆様に感謝の意を表します。

### 【註】

- 1) 江戸時代の民家の庭園を扱った論文には、斎藤裕幸・服部勉・進士五十八「山形県庄内地方の地主による救済事業庭園の成立過程とその社会的側面」『ランドスケープ研究』68(5)、2005、大澤伸啓「江戸時代後期における中国山水画風庭園」『日本庭園学会誌』23、2010、がある。近代までの調査報告書には、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課・京都造形芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センター編『京都市内未指定文化財庭園調査報告書第二冊 町家・民家の庭の調査』2013年がある。
- 2) 稲垣栄三編『復元日本大観6 民家と町並み』世界文化社、1989
- 3) 坂本敬司著・鳥取県立公文書館 県史編さん室編『鳥取県史ブックレット18 大庄屋と地域社会－八橋郡宍津村河本家文書が語るもの－』2016
- 4) 鳥取環境大学 浅川研究室編『河本家住宅一建造物調査報告書一』琴浦町教育委員会、2005
- 5) 『鳥取県の民家－鳥取県民家緊急調査－』鳥取県教育委員会、1974
- 6) 前掲註4
- 7) 鳥取環境大学 浅川研究室編『尾崎家住宅一建造物調査報告書一』湯梨浜町教育委員会、2007
- 8) 空間文化開発機構編『名勝尾崎氏庭園整備報告書 平成25～29年度事業』尾崎家、2018
- 9) (財) 文化財建造物保存技術協会『重要文化財門脇家住宅主屋他3棟保存修理工事報告書』門脇卓爾、2003
- 10) 肢野隆「4. 近代和風住宅の庭園」『鳥取県の近代和風建築－鳥取県近代和風建築総合調査報告書一』鳥取県教育委員会、2007
- 11) 和田嘉宥「5-1所子周辺（大山北麓）の民家の特色」『大山町伝統的建造物保存太作調査報告書』鳥取県大山町教育委員会、2010
- 12) 大岡敏昭『藩制と民家 藩領域からみた民家の成立と発展』相模書房、1990

**【図版出典】**

- 図1 鳥取県提供図に加筆
- 図2 河本家所蔵 撮影データ鳥取県提供
- 図3 鳥取県提供図に加筆
- 図6 註7) 文献、p.58掲載図に加筆
- 図7 註7) 文献、p.59掲載図に加筆
- 図8 註8) 文献、p.18、転載
- 図10 鳥取県提供図に加筆
- 図11 鳥取県提供図に加筆
- 図12 門脇家所蔵 撮影データ鳥取県提供

上記以外は筆者撮影写真